

# 西宮市総合計画審議会

## 第1部会（第6回）

日時：平成20年10月21日（火）

場所：西宮市役所東館801・802会議室

時間：13：30～14：54

川本部会長            それでは、時間が来ましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。素晴らしいお天気の中、家にいて布団でも干したい気候ですが、皆さんお忙しい中、ご出席ありがとうございます。

それでは、ただいまから西宮市総合計画審議会、第1部会を開催いたします。

審議に先立ち、本日の委員の出席状況を事務局からご報告をお願いします。

田村総合計画担当グループ長            まだ、お見えでない方もいらっしゃいますが、現時点で11名の方のご出席をいただいております。14名中11名です。

川本部会長            ただいまの報告のとおり、出席者が11名で過半数に達していますので本日の会議は成立しております。

それから、申しわけございませんが携帯電話は電源を切るか、マナーモードをお願いいたします。

それでは、まず事前に送付されました資料、本日配付されている資料につきまして、事務局の方からご説明よろしくをお願いします。

田村総合計画担当グループ長            まず、事前に資料を送らせていただきましたが、お手元に届いておりますでしょうか。届いていない方はいらっしゃらないですか、大丈夫でしょうか。

資料の郵送がぎりぎりになり申しわけありませんでしたが、いただきましたご意見、そして市の考え方と修正案につきまして、前回いただきましたご意見を踏まえ、事前

に送らせていただいたものです。

あと、本日、配付している資料を、机の上に3点置いております。今までと同じように前回の会議録とそこでの意見要旨をつけておりますので、また、ご確認いただき、修正等がございましたら事務局の方までおっしゃっていただきますようお願いいたします。

そして、もう1つ、資料としてつけていますのが、審議会委員で第2部会の暮松委員さんの方から、この第1部会の審議項目についてご意見をいただいておりますので、こちらの方を配付しております。

これにつきましては、意見を整理させていただき、市の考え方を付けて最終資料として整理をすることでよろしいでしょうか。

川本部会長           それでよろしいでしょうか。何かありますか。どうぞ。

藤田委員           訂正というか、公民館活動は今3期6年になっています。これは4期8年です。それから、月額8,000円が今は6,000円になっております。

川本部会長           ちゃんと訂正しておかないといけませんね。

田村総合計画担当グループ長           わかりました。修正の上、整理いたします。

それでは、送らせていただいた各論修正案の説明をしたいと思います。

先ほども、ご確認いただきましたが、資料としては、今まで各論についていただきましたご意見とそれに対する市の考え方を整理した資料をつけております。こちらの方は、また中身等をご確認いただきたいと思います。説明につきましては、送らせていただいております修正案をもとにご説明いたします。

送らせていただいた修正案は、まずご担当いただきました1から14の各施策のうち、修正をした施策のみをつけております。そして、修正した部分に下線を引いています。少しわかりにくいところもありますが、よろしく願います。

それでは、1の「人権問題の解決」の方から入らせていただきます。この1の人権問題の解決には、ご意見として、この現状と課題の表、虐待相談のうちのDV児童虐待について19年度の数字を提示するべきだというご意見をいただいておりますの

で、下線のとおり数字を入れています。

それでは、次の施策になります。No 2、3、4は修正がございません。

5「市民活動の支援」のところですか。こちらは、現状と課題の丸印4つ目の文末です。こちらの表現について修正するようご意見をいただいております、いただきましたご意見のとおり修正しているものです。

続きまして、6は修正がありません。7「公民館・図書館機能の充実」は主要な施策展開(2)図書館サービスの充実のところになります。こちらの2行目、もともと原案ではレファレンスという用語を使っておりましたが、わざわざ調査相談という説明をつけるのであれば最初から調査相談でよいのではないかというご意見をいただいております。今回、調査・相談機能に修正しています。

それでは、続きまして8「芸術文化の振興」は修正がございません。9「スポーツ・レクリエーション活動の推進」は、現状と課題の丸印4つ目に各施設を挙げておりますが、それぞれの箇所数を挙げてはどうかというご意見をいただいております、下線のとおりそれぞれの箇所数を挿入しています。

そして、まちづくり指標のところの下線が入っていますが、こちらは誤りで内容的には原案どおりです。

それでは、続きまして、10「子育て支援の充実」をお願いいたします。こちらは、まちづくり指標の2番目、もともとは子育て総合センター親子サロンの利用者数を挙げておりましたが、親子サロンだけではなく、社協が実施している子育て広場も入れるべきではないかというご意見をいただき、社協の地域サロンと合わせた数字を目標に指標としております。

そして、ここの数字が送らせていただいたときには入っておりませんでした、まず現状値は7万1,960です。そして、目標値は9万1,000といたします。

それでは、続きまして次の11「家庭教育の支援と青少年の健全育成」では、まちづくり指標の3番目、委員研修参加者数につきまして、いただきましたご意見では研

修はほかでもしているので、この表現はどうかと思うというご意見をいただいております。こちらについての市の考え方は、市がPTA活動を支援するというので、市からの委託事業を対象としており、そこがわかるように委託によるPTAの一斉事業という形に修正します。

それでは、続きまして 12「学校教育の充実」をお願いいたします。こちらは、主要な施策展開(2)「小・中学校教育の充実」の「豊かな心の育成」のところになります。こちらに「道徳的実践力の向上にかんがみ」という表現を追加してほしいというご意見をいただいておりますが、そのご意見の趣旨も踏まえ、下線のとおり、「他の人の大切さを認める心や他人を思いやる心を育み、実践意欲と態度を培う道徳教育」といった形に修正したいと考えております。

それとあわせて、(2)の最後の方になりますが、チャレンジサポーターという表記は事業変更の可能性があり、こちらのチャレンジサポーターを単なるサポーターに変更する修正をお願いいたします。

それでは、続きまして、次の 13「信頼される学校づくり」をお願いいたします。こちらは学校評価についてのご意見をいただいております。いただきましたご意見を踏まえ、現状と課題の下につけている図を修正しております。これにつきましては、第3者評価をとったものです。

それと、まちづくり指標のまず1点目、こちらは延べ時間を挙げておりましたが、ご意見を踏まえ「ささえ」の登録者数に改め、加えてまちづくり指標の下に「ささえ事業」についての説明を入れております。

また、こちらでは家庭地域とともに歩む学校づくり、図書ボランティア、そういったものを記入してはどうかというご意見をいただいております。このささへの説明の中で、保護者や地域のボランティアが支える子供たちの教育活動や教育環境事業の中に図書館運営を入れる形での修正を考えております。

あと、14は修正がございません。各論修正案の説明は以上です。

川本部長 説明が終わりました。本日の審議項目ですが、ただいま説明がありました各論の修正案と共通項目の修正案について協議をしていきたいと思っております。いま説明がありました各論の修正案について、何かご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

野坂委員 確認をお願いしたいのですが、5「市民活動の支援」の左下のグラフが間違っていて18年度はちょっと下がっていたのではないですか。それが直っていないように思います。

田村総合計画担当グループ長 そのとおりです。最終はきちんと修正します。

川本部長 修正をお願いします。ありがとうございます。ご意見、ご質疑、よろしく願いいたします。どうぞ。

谷垣委員 11の「家庭教育の支援と青少年健全育成」のまちづくり指標です。ちょうどNo11の審議の際、私は別の総務委員会と重なり意見を述べることができなかったのですが、委員研修参加数の240はどういうものを根拠に出されたのですか。

千原社会教育部長 社会教育部の千原です。これはPTAの参加者数を根拠にしております。

谷垣委員 例えば、人権同和でも委員研修として集まっておりますが、それらを加えたら既に400は越えているのではないのでしょうか。

千原社会教育部長 こちら側がPTAに対して、市の事業として委託している事業の人数を根拠にしていますので、自主事業などで研修された数はここに入っておりません。市が事業を委託した人数を根拠にしています。

谷垣委員 だから、括弧の「委託による」ということですか。

千原社会教育部長 それを入れて、市の委託事業ということを確認しているということです。

谷垣委員 私たちも委員研修会と言っていますよね、西同協の研修もね。それにもPTAは出たりされています。それなら括弧を消さないと、委員研修参加数であ

れば、私などは少し混同するのです。

千原社会教育部長 括弧書きでP T Aの育成事業ということで表現しておりますが。

谷垣委員 全面に括弧を外して表現した方がわかりやすいのではないのでしょうか。

千原社会教育部長 その辺は、また表現を考えさせていただきます。

川本部会長 それでよろしいですか。考えていただくそうですので。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

よつや委員 12です。先週意見があって変えられたのですが、そのときに言うべきだったのかもしれませんが、今回の直された案で言うと、主要な施策展開の(2) 「豊かな心の育成」の2行目、「心を育み、実践意欲と態度を培う道德教育」と基の文章「心を育むため、心の教育と人権教育を推進する」ですが、ちょっと道德教育という言葉そのものが、先週のご意見だと、きっちりした文章があるとおっしゃっていたと思うのですが、私は道德教育そのものが一義的には不明確ではないかという気がします。これが1人歩きする可能性があるので、やはりこれは避けるべきではないかと思うのです。基の案の方が「心を育むため、心の教育と人権教育を推進します」だけでわかりやすいと思うのです。「心を育む実践力と態度を培う道德教育、人権教育」というのが少し引っかかります。

道德は、非常に一義的に使われると、本当に古い戦前の道德教育というか修身の時代の道德教育と混同される方もあります。また本当に一般的な、いわゆる常識的な人間として最低限身につけるべきマナーだと考える人もあるかもしれません。そのため非常に多義的であって、変にとらえられると教育の現場が困るのではないかなと思います。いかがでしょうか。

川本部会長 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤学校教育部長 学校教育部の伊藤です。逆に、委員の方々の中でそういう

ご議論をいただいた方が私どもは助かります。

川本部会長           では、どうぞお願いいたします。

八木（芳）委員           学校教育部がそんなことを今ごろ考えるようでは困りますね。50年間取り組んできたことでしょ。それならこれまでの50年間はどうなるのですか。取り組んでこなかったということですか。

伊藤学校教育部長           当初、原案にあった文章が教員委員会の中で議論をして作成したものです。ただ、審議会のご意見もあり、特に学校教育の小・中学校では道德教育として教育課程の中にも位置づいたものなので、ご意見の趣旨を反映する形で実践的な意欲、態度を人権教育の部分だけではなく、道德教育として教育課程に位置づけた中で取り組んでいきます。

ただ、道德教育は、道德教育という時間の中だけで培うものではなく、学校教育すべての中で培っていくものであり、よつや先生からご指摘のあった部分は、教育委員会としてもそういう誤解がないように、広く理解を求めていきたいと考えております。

ただ、先生が言われましたように、どちらがいいかどうかはこの場で議論をしていただいた方がわかりやすいと思います。

八木（芳）委員           だからこそ、前回、誤解があるといけないから道德実践ではなく、道徳的实践力というキーワードを申し上げたのです。道德実践というと修身とかが入ってくる可能性もあり、それを中心に考えられるため、それを若干意識して変えています。実践意欲と態度に変えているわけです。

だから、道徳的实践力と道德実践は大きく違う面があるので、そのことをかみ砕いてもらわないと、今出てきたような誤解が広がります。教師自体もそれを理解していないかも知れません。それが問題なら、新たに項目を起こさなければならないですね。

よつや委員           私自身が教育委員会の中身をよく理解していなかった部分もあります。そもそも、これはそういう意味で書かれたのかということですね。実際にこれはどこからの言葉ですか。先週ははっきりと言われたと思うのですが、きっちり書かれ

ているのですよね。言葉としてどう書かれているのですか。先週、引用されたと思うのですが、前回。

伊藤学校教育部長        八木委員から、冒頭のところに道徳的実践力の向上にかんがみという言葉は挿入してはいかがということでした。

よつや委員        それをどこからか引用されましたよね、確か。これはどこから引用されたのですか。

八木（芳）委員        20年度の教育委員会の方針ですね。

川本部会長        そうでしたね、それを引用されておりましたね。黄色い冊子。

八木（芳）委員        20年度のも単年度ですが、学校教育の1つの柱、教科の勉強、道徳教育、それから特別活動、この3本の柱は絶対に抜けないものです。全国的な取り組みですから。この1つの柱がなければナンセンス、片手落ちですよ。それはどこからでもたたかれますよ。

だから、そのことを踏まえて10年計画であろうと、単年度計画であろうと必要なのです。恐らくこの1つの大きな柱は、100年間には変わらないだろう。

そういう意味で今まで50年間変わらなかったのだから、それは抜くことはできない。抜けていたらなぜ抜いているのかということになってしまう。だから、僕はそのことを申し上げたのです。

よつや委員        私が不勉強で、道徳教育という言葉になれてないこともあり、道徳教育の中身は言い換えれば「心の教育」と言ってもいいのではないかなと、それでいいのではないですか。

八木（芳）委員        そのように小さいものではないでしょう。

よつや委員        小さくはないですよ。

八木（芳）委員        道徳の本を全部読んでくださいよ。

よつや委員        心の教育といえは教育そのものではないのですか。

八木（芳）委員        そのように小さなものではない。それは古いのです。人権と



か心は大事ですが、ワン・オブ・ゼムですよ。大きく道徳教育を捉えて欲しい。

よつや委員 道徳というものは大きいのですか。

八木(芳)委員 相当大きいものです。

よつや委員 道徳とはどういうことですか。

八木(芳)委員 一言で言えるものではないですよ。

よつや委員 だから多義的だと私は言ったのですよ。

八木(芳)委員 だから、この前言ったように1つの視点があり、1つの視点を肉づけしたものがあつた。それを踏まえた上で道徳的実践力という極めて短い言葉で表現したわけですよ。

ただ、道徳的実践力と言えぱほとんどの人はわかるのですよ。

よつや委員 わかりません、私は。

八木(芳)委員 抜いていると大変なことになるわけですよ。意図的に抜いたことになるからね。

あるいは、そんなことも考えないのかということになってしまうから、抜いたら絶対に困るのです。人権教育がすべてではない、人権教育は道徳教育の一部です。

よつや委員 人権教育のことは全く言っていないですね。

八木(芳)委員 だから枕言葉に入れていなければ、道徳教育がないがしろにされたように思われますよ。1つの柱の1つだと申し上げているわけですよ。

よつや委員 教育委員会として、主要な施策展開においてこういう言葉を具体的に入れることは、教育現場での実践だと思つたのですが、どうなのでしょう。私は実践されることは心の教育ではないのかなと思つたのです。

川本部会長 よろしくお願ひします。

伊藤学校教育部長 先ほども申しましたように、あくまでも子供たちの心を育てていく、その中で他人を思いやる心や何か人を助けてあげようという思い、環境を大事にしたいという思いだけではなくて、実際にそれを行動に移していくという実践

力も同時に培っていかねばいけません。そういう意味で先生からご指摘のありました道徳的实践力は、少しわかりやすいといいますか、表現を変えて実践意欲と態度という言葉にしております。

そして、学校教育という中では、やはり道徳教育という時間がありますので、そういう言葉をあえてそこに挿入して、よりわかりやすく具体的な形で道徳教育・人権教育を推進していくという表現にしている次第です。

川本部会長        今のお答えでよろしいですか。

よつや委員        道徳という言葉に、まだわからないところがあったものですから、ほかの方も、これでよろしいのであれば、あえてこれ以上は申しません。

川本部会長        ほかの方、何かご意見はございませんでしょうか、これについてのご意見は。よろしいでしょうか。

よつや委員        そうなれば、その前段というか、道徳教育にかかっていく言葉、実践的意欲と態度を培う道徳教育という1つの言葉として考えればいいということですね。そう考えるといいということですね。わかりました。

川本部会長        そうだと思います。よろしいでしょうか、皆さん。

ほかの項目のところ、何か各論のところでございますでしょうか。

野上委員        前に片仮名語を表記するのに注意書きをしていただくという話だったのですが、1のドメスティック・バイオレンスについては書かなくても認知されているとされているのでしょうか。私たちの世代はわかりませんが、お年寄りの方はどうかと思うのです。

括弧書きか、下にDVと書いてドメスティック・バイオレンスと書いてあるので、その括弧のところに書いていただくとか、文章中に入れなくても構わないのですが。

田村総合計画担当グループ長        わかりました。

川本部会長        最初に、片仮名のところは注釈をつけるということをおっしゃっていましたが、直していただきましょうか。

野上委員       それと、 5 のところでコミュニティをずっと連呼してあるのですが、このコミュニティという言葉も、すごくいっぱい使われています。今まで何も言わなかったのでいけるのかなという気もしていましたが、こうして見るとどうなのか。コーディネートは何となく浸透しているような気がします。ボランティアも大丈夫かなと思うのですが、コミュニティはどのようなのでしょうか。

小網市民総括室長       確かに、おっしゃるとおり、コミュニティの定義は確かに難しいです。いろんな場面でいろんな使い方をされています。ただ、我々はそういう地域のつながり、情報の共有やいろいろなものをひっくるめて、地域でお互いに活動していただくつながりだという考え方をしています。自治会活動もしかり、いろいろな団体活動もあるなかで、それを定義づけてしまうことで、少し偏ったものになってしまうと怖いという思いがあります。

野上委員       そうするとなおさらこれは何という感じがします。

川本部会長       コミュニティという言葉は、もう大丈夫だと思いますが。

藤田委員       私はコミュニティ協会なのですが。

川本部会長       大丈夫、そのままでもいけると思います。

野上委員       注釈もなしですか。

小網市民総括室長       もし、注釈が必要ということであれば、広い意味で入ると逆にややこしくなるかもしれません。我々としてはコミュニティということで一くくりの話になってしまいます。

畑委員       地域コミュニティは地域共同体です。地域にフォーカスしているためです。学校になれば学校コミュニティは学校共同体。会社なら企業共同体です。

川本部会長       頭になにかがつけばまた違ってきます。

畑委員       というか、コミュニティは多義的です。ただ、ここでは地域にフォーカスしているから市民活動、地域共同体というニュアンスです。ここでのコミュニティは、一般にはそうとると思います。

だからこれを括弧で括り共同体と書くとちょっとダサイ。コミュニティの「コム」は、ラテン語で「ともに」と意味です。カンパニーにもコムがつきますが、ともに組織していることは全てコムがつく。だからそういう認識から、コミュニティは日本語になっているので、余り注釈をつけると狭くとられ、多分コミュニティ協会さんから逆に怒られます。どこでもコミュニティは使っていただきたい。ある意味、市民力の養成だと思うのですよ、コミュニティを意識させるということは。市民で共同体を通じて地域を活性化しようとするもくろみもあります。このままでも私は大丈夫だと思いますが、ひっかかる人はひっかかると思う。でも括弧して共同体というのは少しかたいように思います。

川本部長 　　少し違う意味になってくるかもしれないですね。

畑委員 　　そういうことです、コミュニティというのは。共同体という意味なのでそれはいいと思うのですが、括弧を付けて書かないほうがいいと思います。

川本部長 　　いかがでしょうか、コミュニティ協会の藤田さんとしたら。

藤田委員 　　これはそのまま話の中から受け取っていただければと思います。

野上委員 　　むしろ言葉自体はやはりなれてもらうことが一番いいと思って、市民の皆さんが知っているという状態にしてほしいと思います。この言葉の認知度を上げるために、お年寄りにもわかりやすいように注釈を1つ入れておけば、今までも聞いていたが、よりわかりやすくなるのかなと思った次第です。

川本部長 　　このままということでもよろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

畑委員 　　深刻なことではないのですが、多分、書き間違いだと思うのです。

12 学校教育の充実のまちづくり指標の1つ目「パソコン1台当たりの児童生徒数」の単位は、台ではなくて人ですね。ぱっと見たら台数だと思うのですが、細かいことで済みません訂正してください。

田村総合計画担当グループ長 　　そうですね、間違いです。わかりました。

川本部長 12の一番下のところです。よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。 それでは、次の各論に入らせていただいてもよろしいでしょうか。物すごく早いですが、各論の修正案についてはもうよろしいですか。

田村総合計画担当グループ長 次は共通項目です。

川本部長 今度は共通項目、そうでした、ごめんなさい。今、各論の修正案は終わりました。それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

川本部長 それでは、共通項目の修正案について事務局の方からご説明よろしくをお願いします。

田村総合計画担当グループ長 前回、配付しました資料で基本構想や基本計画総論原案の修正案をお示しして、説明させていただいたかなと思っております。もう一度簡単に説明をいたします。

資料としては、前回配りました資料になります。こちらのA4の一枚物で共通項目修正案対比表がありますが、お持ちでしょうか、ありますか。それを見ていただきまして、大きな構成の説明をまずいたします。

川本部長 ちょっと待ってください。みなさんお分かりですか。

田村総合計画担当グループ長 大丈夫でしょうか。A4の一枚物で一番上に共通項目修正案対比表と書いてある資料です。

いいですか。そちらの方を見ていただきますと、まず左側が原案の構成、そして右側が修正案の構成になっています。

まず、基本構想の原案と修正案を比べていただきますと、大きな点が修正案のところの第5に「まちづくりの主な課題」を新しく入れているのが大きな修正になります。こちらは、もともと原案の第1の2「前総合計画によるまちづくり」や第3の「時代の潮流とまちづくりの主な課題」といったところでそれぞれ記述をしておりました第4次総合計画における主な課題をこの第5の「まちづくりの主な課題」のところで再

整理し、主なものを記述したものです。1から5までに整理をしております。

1つ目が「地域コミュニティの活性化」、1つ目が「次代を担う子どもの成長」、1つ目が「安心・安全のまちづくり」、1つ目が「環境との調和」、1つ目が「まちの活性化」として再整理したものです。

ここにまちづくりについての主な課題を再整理して入れることにより、基本構想の全体のつながりをよくしていきたいということです。主な課題を入れ、それに基づいて基本目標、そして将来のまちのイメージといったものが繋がるということで入れているものです。

続きまして、その下の基本計画総論のところでは、修正案の第2「計画の基本指標」に3として「財政」を新しく加えております。原案では、計画推進編の第2章、財政見通しと事業計画で記述しておりました。その第2章についての修正案は、一度8月の終わりの第3回目の部会で、別紙3という形で示しましたが、そのうちの財政見通し、今後10年の財政の大枠の見通しにつきましては、この計画の基本指標のところで記述することとし、その上にあります人口とあわせ、この10年の計画の大きな枠組みとして人口と財政を記述する形にしております。

そして、修正案では、第5として「事業・施策の実施」の項目をつくっております。これは、原案にあります財政見通しと事業計画のうちの事業計画について、この基本計画を推進していく上で、配慮すべき事項について、もともと記述していたものを第5の「事業・施策の実施」のところで記述しております。

そして、原案にあります第5の「重点プロジェクト」はその具体的な事業内容を除き、基本目標を達成していくための方向性という形にして、配慮すべき点の1つに位置付けているものです。

それと、もともと原案にありました第6「基本計画の見直し」は基本構想の目標年次のところで記述する形に改め、この基本計画総論のところからは削除しております。大きな構成の修正は、以上です。

それでは続きまして、基本構想の修正案をつけておりますが、よろしいでしょうか。前回、説明しておりますので、表立ったところをざっと再度説明いたします。

それでは、2ページをお願いします。こちらの「総合計画の役割と目標年次」では、まず役割のところ、基本計画総論のところ、部門別計画の説明を変えたのとあわせて修正しています。また目標年次のところは3カ所修正しております。先ほど見ていただいた基本計画総論、基本指標に財政を書くのに合わせ、1つ目の長期的な財政見通しを踏まえといったものを入れてあります。

そして、先ほど言いましたように、もともと原案では総論にありました中間年次における見直しについて、目標年次のところで記述しております。

そして、ご意見としていただいた実施計画において、市長マニフェストも踏まえた記述を入れたところです。

そして、次の3ページ、第3の「前総合計画によるまちづくり」は、まず前半部分の修正は、3次にわたる行財政改善は適切な対応であったのかというご意見をいただいております、それを踏まえて3次にわたる行財政改善の実施や云々などの対応を余儀なくされましたという記述に改めています。

それとその下の方になりますが、こうしたことを踏まえてというところがありますが、震災の教訓についても書いていくべきだというご意見があり、こちらに震災についての記述を入れてあります。

その他の修正部分は、8月末にお示しした別紙1の修正内容のままです。

それでは、続きまして、5ページになります。こちらの方では先ほども出しましたが、片仮名語等は、できるだけ説明をつけていくという形で修正している部分です。

それでは、7ページをお願いいたします。こちらは新しく入れました「まちづくりの主な課題」になります。説明にもありますように、「前総合計画によるまちづくり」、そして、時代の潮流を踏まえまして、今後のまちづくりを進めるに当たっての主な課題をまとめているものです。

5 つございます。先ほども見ていただきましたように「地域コミュニティの活性化」、「次代を担う子どもの成長」、「安心安全のまちづくり」、「環境との調和」、そして8 ページで「まちの活性化」という5 つに整理したというものです。

そして、9 ページの基本目標につきましては8 月末の修正案、別紙2 がございますが、それをベースにして記述内容や若干の順番等を変えております。

まず、最初に1 次、2 次、3 次と引き継いでできました文教住宅都市をこの総合計画においても引き継ぐことを記述した上で、ふれあい・感動の説明を入れているというものです。

10 ページは、3 の「みんなが安心して暮らせる安全なまち」として、ユニバーサルデザインについて説明を入れた関係で文章を触っているというものです。

それでは、少し飛びますが、15 ページをお願いいたします。こちらに施策の大綱の関係図を入れております。これは、この前の14 ページの表とは違うという意味合いで、この下2 行に説明を入れております。それぞれの将来像、それぞれの施策が有機的につながりながら、基本目標の達成や実現に向かっていくものだということをあらわしているという説明を入れております。

それでは、続きまして16 ページをお願いいたします。こちら第8 「総合計画の実現に向けて」では「参画と協働の社会の実現」についてご意見をいただいております、これは西宮市参画と協働の推進に関する条例が制定されたことを踏まえ、その条例をもとにした新しい参画と協働についての記述に改めているものです。

17 ページは、行政マネジメントに説明をつけたものです。

それでは、続きまして、基本計画総論の修正案をお願いいたします。こちらにつきましては4 ページから入らせていただきます。

「計画の基本指標」の人口になります。4 ページ下のグラフ、そして5 ページ上に1 つつけている人口の動向グラフについて、もう少し丁寧に記述するべきだというご意見等を踏まえ、この3 つのグラフを新しく入れるとともに、それに合わせて4 ページ



ジで説明文、下線を引いた部分になりますが、「転入数が転出数を上回るようになり、また、若い世代に増加に伴い出生数も増加しました」という記述を加えております。

そして、5ページ、(2)将来人口の推計のところ、30年度の概ね50万9,000という予測の下に、「ただし、現在の不透明な経済状況等により、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わる場合がある」という説明をつけています。

それでは続きまして7ページをお願いします。経済指標のところですが、下線を引いた部分、直近の経済状況を踏まえた記述に改めるべきだというご意見をいただいております。9月の月例経済報告を踏まえながら記述を修正しています。

そして、その下3の財政になります。こちらが新しく入れた項目になりますが、内容的は8月の第3回でお示しした修正案の別紙3の財政見通しの部分をこちらで記述し、10カ年の財政の見通しの大枠を記述することにしております。

そして、あわせまして、この下3行になりますが、「しかしながら、地方財政は景気の動向や国の政策などに大きく影響され、現在の不透明な状況にある経済・税・財政制度などを踏まえると将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあります」という注釈を入れているものです。

次に8ページ。市民意識のところ、2番目の「定住意識」が、ほかの項目と比べて評価に関する記述がないというご意見をいただいております。9ページの上にあります地域別の住み続けたい理由のグラフを入れまして、それを踏まえた評価に関する記述を追加しているものです。

それでは、少し飛びますが、13ページをお願いします。こちら「事業・施策の実施」になります。もともとは第5として重点プロジェクトについて記述をしておりましたが、先ほど構成のところでも説明しましたように、もともとの原案の計画推進編第2章の記述は、第3回で示した別紙3の修正案のとおり事業計画についての表等は削除するというご説明をしました。それにかわり事業施策を実施していく上での配慮項目をこちらに記述しております。基本計画を推進していくにあたって次の点に配慮

して進めていくことにしております。

そして、もともと6つ挙げていた重点プロジェクトのうちの1つ目の公共施設の耐震化を配慮項目の(1)として、おおむね27年度までに耐震改修を行うという記述をしております。そして2の児童急増対策はもともとある項目になります。そして3に基本目標である「ふれあい 感動」を進める項目を入れております。そして4、5は、もともと記述していた内容のままです。

こういった内容に配慮して事業施策を進めていきたいとしております。そしてこれにつきましても、その下にただしで書いているように、「ただし、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業・施策の実施に当たっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う3カ年の実施計画及び予算編成の中で、事業・施策の取捨選択など必要な調整を図りながら、柔軟かつ適切な財政運営に努めます。」という記述を入れております。

そして、その下に「ふれあい 感動」を進める取り組みとして、次の方向性を考えていますということで、重点プロジェクトに書いておりました内容について、具体的な事業を除き、方向性を記述しているものです。

6つあります重点プロジェクトのうち1つ目の公共施設の耐震化は上の(1)で記述をしており、残り5つはこちらで記述しております。

まず、「多世代ふれあいの推進」です。そして「緑の空間の創出」として、重点プロジェクトにありました市民ふれあいの森の整備、そしてスポーツ施設の整備をあわせて、その方向性を記述しているものです。3番目が「親水空間の創出」で、ウォーターフロント整備の方向性を記述しております。そして、次の14ページに、「環境問題の取り組み」ということで、もともとありました重点プロジェクトの環境問題の取り組みの方向性を記述するという形に修正しています。

あと、次の15ページの部門別計画は、ご意見を踏まえて説明文を修正するとともに(1)「いきがい・つながり」の一番上、もともと国連10年の記述をしておりました

が、新しい計画が検討されていることを踏まえ、西宮市人権・教育啓発に関する基本方針に変えているものです。

基本計画総論と共通項目についての修正内容は以上です。

川本部会長       今、事務局から共通項目の修正案についてご説明がございました。ただいまより皆様方のご意見、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

浅見委員       ちょっと言葉づかいのことです。私の意味するところが違うのかもしれませんが、基本方向の第5(3)「安心安全のまちづくり」、7ページです。7ページと10ページに括弧書きで使われているユニバーサルデザインという言葉ですが、私はただ単に、みんなが見てわかるマークをユニバーサルデザインだと思っていたのですが、ここでは生活空間をユニバーサルデザインととらえています。それでよろしいのでしょうか。私の見方が矮小で、全体ということでもよろしいのですか。

田村総合計画担当グループ長       そういう考えで使っています。

川本部会長       それでよろしいのですね。ユニバーサルデザインという言葉は生活空間を対象にしたものでよろしいのでしょうか。

浅見委員       それともう1つ、基本計画総論の13ページ、「親水空間の創出」最後の2行にある「回遊性と親水性にとんだ空間の創出に取り組みます」というのは、これだけを読むと親水性は水辺に行って楽しむということですが、回遊性はどのようなことですか。

田村総合計画担当グループ長       回遊性は、海辺がずっとつながっておりますので、そういったところを歩いていけることと埋立地側の公園等も整備をしますので、ぐるりと回られるわけではありませんが、行き来ができるというイメージです。

浅見委員       わかりました。

川本部会長       よろしいでしょうか。ほかにご意見はございませんでしょうか。

八木(芳)委員       親水空間は海だけですか、川や池は入っているのですか。

田村総合計画担当グループ長       もちろん入ります。

八木（芳）委員 具体的には大きなダムとか貯水池があるが、その周りを一周することができない。行政上の判断をすればできることなのだが、そういうものもウォーターフロントなのか。回れたらいいのと思うことがあります。ウォーターフロントではないが風景もいいし、例えば中高生がランニングしてもいいところなのに回れない。Uターンしなければならない。危ないからね。そういうところが川とか池とかもちろん海にもあるとは思っています。そういう意味で親水というのは幅が広い。

新本総合企画局担当理事 ですから、この親水は、西宮の例では武庫川の河川敷から夙川の河川敷をずっと歩いて海へ出て、海岸線を歩くというイメージです。そういう事業を進めていきたい。

八木（芳）委員 やはり海にこだわっている。

新本総合企画局担当理事 もちろん海につながるというイメージです。また、市は河川敷の緑化・公園化を以前から進めており、そういう事業も入っています。

八木（芳）委員 ダムは海に入るの。

新本総合企画局担当理事 西宮の場合はダムというと北山ダムになるわけです。これは方向性を記述しているのだから、具体的にどこをどうするというのではなく、八木委員からご提案のあるぐるりと回れるような状況であれば、そういうことも取り入れたい。そういう意味での回遊性・親水性です。小さな意味での、小さなという言葉が悪いのですが、ダム周辺の回遊性もあれば、地域全体の回遊性も考えてください。

八木（芳）委員 具体的に言えば、貯水池で回れるところがあります。ところが、ある場所では、毒物をダムに投げ込まれるといけなないので回遊はできないという説明をされるわけです。それはないだろうと思います。僕が犯人なら車に乗って道路沿いを走りながらダムに投げ込みます。わざわざ歩いて向こう岸に行って投げ込むようなことは絶対しない。だから詭弁だと思うのですね。

そういう意味で海に限らず川やダムも含めてウォーターフロント、水に親しむ場所をもっと造ればいいのではないかと。ダム管理の意味からも人が通ることは犯罪を防ぐ

効果もあります。無人になるよりはいいという声が住民の中にはあるわけです。

以上です。

川本部会長           ありがとうございます。それではほかにございませんでしょうか。

畑委員           情報というか、ここに書いていらっしゃることでもいいのかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいのです。

川本部会長           何ページですか。

畑委員           基本計画総論13ページの上からタイトルを入れて3行目、「公共施設について、概ね平成27年度までに耐震改修を」は改修だけで建て替えはなしですか。

新本総合企画局担当理事       市が進める耐震改修には建物の建て替えもあります。

畑委員           改修の中に含んでいるのですか。

新本総合企画局担当理事       要するに昭和56年以前の建築物で耐震補強あるいは耐震改修をしなければならぬ建築物の耐震改修をする際は、建物の老朽化も含めて改築するという例が出てきます。それは改修の1つの手法で、改築なりそういうものがあると考えてください。

畑委員           検査結果は、1つ1つ造るのですか。

新本総合企画局担当理事       もちろん全部の施設では終わっていないものがあります。学校施設はほとんど終わったと聞いています。

畑委員           耐震改修を含むということですか。

新本総合企画局担当理事       手法としてそういうものを取り入れるということ。

畑委員           わかりました。

川本部会長           ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

藤田委員           その公共施設の次4番目ですが、「建物、道路などの公共ストック」と書いてあるのですが、公共ストックとはどういう意味なのでしょう。

川本部会長           13ページの4番目ですね。

藤田委員           「建物、道路などの公共ストックについて、今後さらに有効に」と

いう「ストック」という意味を、ちょっと教えていただけますか。

川本部会長             どういう意味でしょうか。

田村総合計画担当グループ長             公共ストックは、いわゆる公共の資産という考え方になります。ここに書いてある道路、建物、橋などです。

新本総合企画局担当理事             もう少し平たい言葉で言うと、商品の在庫をストックしているという言い方をします。要するに公共施設を持っているということで、その公共施設には道路も橋も建物も入るわけです。そういうものをもっと適切に維持補修して耐用年数を延ばしていく、あるいは安全に使うため、そういう取り組みを進めるという意味で公共ストックと書いています。ご質問があるようにこのストックも少し説明が必要なのではないでしょうか。

藤田委員             私だけがわからないのかもわかりませんが。

新本総合企画局担当理事             いえ、そういうご意見があったということ。

小林副部長             この場合は、例えば公共資産のストックなど少し言葉を入れてわかりやすくする方がよいのでは。

新本総合企画局担当理事             もう少しわかりやすいように工夫します。

川本部会長             そうですね。

八木（芳）委員             ついでに、同じく15ページです。校舎について、市の管理課のOBの方に、「ところであの新しくできた校舎は何年持つのですか」と聞いたところ、「50年」というのです。50年の耐用年数で建てているわけです。浜脇小学校など古い校舎がありますが、あれは70年ぐらい以上でしょう。しかも地震に耐えたというか、ペシャンコにならなかったすばらしい校舎です。津門小学校の古い校舎も含めて。

そういう校舎は頑丈にできていたということですね。壁の厚さとか鉄筋とかね。最近の校舎は薄っぺらなデザインというのか、例えば香櫨園小学校ができたときに、PTA会長が「こんなプレハブを建てて」と頭に来たというエピソードを聞いています。もう30年も40年も前の話ですが、同じことが最近の新しい校舎にも起こっているの

はないかと、薄っぺらなまたどうせ建てかえるからという感じで。それが私の母校でもあるのです。高校生になり一生懸命寄附して建った校舎がもう50年たったので建てかえられているのですね、立派な校舎だと思っていたのに。そういうことでいいのか。校舎はたくさんありますから、これからどんどん建てかえる、あるいはつぶしては、また建てかえる。それでいいのかどうか、この資源の少ない時代にね。そのあたりの根本的な方針は出ているのですか。

新本総合企画局担当理事      今のお話の耐用年数になりますと、これは補助事業ですから国が決める基準があります。そのときに国はおおむねコンクリートの建築物であれば50年という基準を持っていますから、一応50年持つという前提で考えますが、実際の強度は使い方によっても当然変わってきますし、あるいはその状況によっても変わってきます。市が改築する場合は、その強度がどうなのかを見ながら進めますので、必ずしも50年が経過したため、これは耐用年数が終わりだからつぶすということはありません。現実の業務の中で耐久性を見て検討しています。

ここで言っているそういう公共資産も、いまのように日頃からのメンテナンスをすれば50年の耐用年数が60年、70年と持つ可能性も出てくるわけです。そういうことを考えて取り組んでおり、50年と言われたのは一般的な話としての50年で、市の施策として50年で全部変えますという考えはございません。

八木（芳）委員      ガスが電気に変わったら時代おくれになります。建てかえた方が早くなるということもわからないこともないけどね。

新本総合企画局担当理事      それと、先ほどの耐震に関して、薄っぺらな建物というお話が出ましたが、これも昭和56年以降は新しい耐震基準が建築基準法等で決められていますから、その基準に沿った建物を建てているので、決して見た目耐震が弱くなっているわけではありません。基準に従った建物を建設しているのですから、これだけちょっとご説明させてもらいます。

八木（芳）委員      耐震に関してはプレハブが一番倒れにくいのですよ。私の近

所ではプレハブみたいな家が倒れていないのです。

川本部会長 夏暑くて、冬が寒いのではないですか。

八木(芳)委員 それだけの話です。

川本部会長 プレハブはそれがございます。いかがでございましょうか。ほかにご意見はございませんか。事務局、どうしましょう。今のところご意見が。

田村総合計画担当グループ長 ご意見がないようなら、本日のところは終了していただいてはどうかと。

川本部会長 終わらせていただいてもよろしいでしょうか。皆さん少しお時間が早いのですが。どうぞ。

よつや委員 最初に質問すべきことだったかもしれませんが、基本計画総論の15ページに部門別計画というのがありますね。前から何度か言っていることですが、部門別計画があり、総合計画もあるということで、非常にダブります。私の個人的な意見は、総合計画の必要性を余り感じないということです。それなのにここへ記載されることは、非常に問題です。総合計画そのものを審議しているわけですよ。私たち委員の費用はどこに計上されているのですか。今年度予算ですか、前年度予算になりますよね。

田村総合計画担当グループ長 策定に関する経費は今年度です。前年度から作業をしておりますので、その分はもちろん19年度の経費です。

よつや委員 これは一般会計ですね。前回の第3次のと比べて、どれくらい多くなっているのかを知りたいのですが、今わかりますか。

田村総合計画担当グループ長 ちょっと、今はわかりません。

よつや委員 そうですか。

新本総合企画局担当理事 10年前の策定経費ですか。総合計画をつくる際、審議会などにかかった総費用がどれくらいかということですね。それは今、資料を持ってきていないのでわかりません。



よつや委員 済みません。前回にお聞きしておくべきだったのですが、そういう意味で、いわゆる費用対効果というか、これだけの大がかりな計画をつくって、どういう効果があるのかということです。やはり検証が必要だと思うのです。その辺のところを、当局はどう考えておられるか。もっと早い段階でお聞きしておくべきだったと思うのですが、いかがでしょうか。今現在、お手元に財政的な数字はないと思うのですが、漠然とした質問で申しわけありませんがお願いします。

田村総合計画担当グループ長 費用対効果と言いますと、総合計画自身でどのような効果が出るのかを測ることは、なかなか難しいところがあるかと思えます。

ただ、基本構想部分は、自治法で策定が定められております。現在、第3次総合計画の基本構想の計画期間が20年度末ですので、21年度からの新たな基本構想を策定する必要があります。これは法律で定められた義務だと考えており、そのために必要な経費もあります。

あとは、それに基づく西宮のまちづくりをどう測定するのか、それは市民の皆さんにご判断いただくものだと思います。

よつや委員 数字の上ではわかりにくいと思うので、具体的にどうだったのか、ほかの部会の委員さんもおっしゃっていると思うのですが、第3次の総括をきっちりしていく中で、第4次に入っていくべきだったと私は思うのです。各部門別計画があり、重なる部分は、部門別計画にある部分は、総合計画はタッチしないのだろうと私は思うのです。そういうことでいいわけですね。各部門別計画の策定にも非常に費用がかかる。その辺のところがたくさんあるのですよね、総合計画だから。それにかかわる部門別計画は15ページから19ページまであり、それぞれに10年計画とか、30年というのもあります。その辺でどうなのかなと、これは意見として言っておきたいだけです。財政面で非常に漠然としていますが、ロスがないようにしていただきたい。

新本総合企画局担当理事 ですから、市が行う事業施策全部にわたって部門別計画が策定されているのであれば、ある意味での基本計画は部門別計画の参照で済む

わけです。しかし、部門別計画はやはり縦割りではなく、横断的に事業施策を進めて効果を上げる趣旨でつくられるケースが多いため、そういう意味では部門別計画のある施策とない施策は出てくると思います。

総合計画は、基本構想と基本計画、実施計画から構成されますが、基本構想にあるまちづくりの目標だけではイメージがわからないため、具体的に市はどういったことをするのかを必ず聞かれるわけです。そういう内容を基本計画にまとめていくと。その基本計画をまとめるときに部門別計画があるものは、その考え方も取り入れることになるし、あるいはその計画が進んでいって、新たに部門別計画をつくるときには、当然基本計画をベースにした部門別計画を策定するというように相互に補完する計画と考えています。どちらかがあれば、片一方はいらぬというものではありません。

そういう意味では今回、基本構想と基本計画をセットでつくることによって今います構想の説明にもなるし、現実には全ての部門別計画ができていない状況、あるいは必要もない部分はありますから、そういう現状を踏まえた計画づくりになっていると市は考えています。

川本部会長            ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

時間が早いのですが、きょうの審議する項目は終わりました。

それでは、今後の予定について、事務局の方からご説明よろしく願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            当初、お示した日程では、本日がこの部会の最終ということでしたが、本日は共通部分の修正内容をご説明し、ご意見をいただいております。これにつきましては、他の部会におきましても最終の第6回においてお示しして、ご意見をいただくという状況です。

したがって、いただきましたご意見を踏まえ、再度修正をかける場合もございます。その修正内容等が出た場合、部会にお返しする時間、機会がございませんので、他の部会での意見等も踏まえ、改めて市の考え方をご説明する機会をもう一度持たせていただきたいと思いますと考えております。

したがいまして、10月下旬あたりでお示した日程を急な話で申しわけありませんが、変更させていただき、まず10月29日の水曜日が、30日の木曜日に部会を開催した上で、もともと29日に入れておりました正・副会長部会長会を31日に、31日に予定していました総会を11月の第1週、11月6日の午前10時に変更したいと考えております。そのため、29日、30日のご都合等をお聞かせいただけるのであれば助かります。

川本部会長 部会の件ですが、もう1回増えることになります。今おっしゃいましたように29日か30日です。29日の1時半からでよろしいですか。都合の悪い方は、手を挙げていただけますか。

田村総合計画担当グループ長 原則1時半からで考えております。

川本部会長 今、29日は都合の悪い方が多いですかね。

小林副部長 ちょっとごめんなさい。30日午後は、市長が招集している健康保険審議会と重なっていますのでご配慮いただきたいと思います。

川本部会長 ということは30日の午前。

田村総合計画担当グループ長 午前はいかがですか。

川本部会長 皆さん、いかがですか。30日の午前にもう1回部会を追加することよろしいですか。

よつや委員 ということは、29日は無い。

川本部会長 今のところ、29日はバツの方がかなりいらっしゃいました。

田村総合計画担当グループ長 29日の午前はいかがでしょうか。

新本総合企画局担当理事 他の部会も調整しますので、2コマぐらいお聞きしておく方が助かります。

川本部会長 29日の午前、ご都合の悪い方はお一人。

新本総合企画局担当理事 午後は皆さんだめですね。29日の午前か、30日の午前かで調整させていただきます。

川本部会長 事務局の方で調整してください。

田村総合計画担当グループ長 決まり次第、至急ご連絡します。

川本部会長 それで、最初の予定から1日ずれて、最後の総会が大体11月6日10時の予定ということです。それで一応最後になります、よろしいでしょうか。

それでは、追加部会の件は事務局の方で調整していただきまして、またお手紙が来ますか。

田村総合計画担当グループ長 電話なり、メールをいたします。

川本部会長 ファクスでもよろしいですよ。

よつや委員 6日の総会は決まりですか。

川本部会長 現時点では、総会は6日の午前中ですね。

田村総合計画担当グループ長 お聞きしている電話番号でファクスが使えますか。

川本部会長 オーケーです。

田村総合計画担当グループ長 わかりました。ファクスが一番早いですね。

川本部会長 それでは、きょうは少し時間が早いのですが、こういうときもあってもいいと思います。

きょうは、皆さんご苦労さまでございました。ありがとうございました。

( 終 了 )